

2025

JMRC関東ジムカーナシリーズ

共通規則

本共通規則は、JMRC関東ジムカーナ部会が 定めたものであり、JAF全日本ジムカーナ選手権 又はJAF関東ジムカーナ選手権戦に参加する 場合は、各競技会特別規則書を遵守して下さい。



JMRC関東ジムカーナ部会

JMRC関東ジムカーナ部会に加盟するクラブが主催する競技会「ジムカーナ」は、一般社団法人日本自動車連盟(JAF)公認のもとにFIA国際モータースポーツ競技規則及びその付則並びにそれに準拠した日本自動車連盟(JAF)の国内競技規則及びその付則に従い、かつ本規則及び各競技会特別規則書により開催される。

第1章 総 則

第1条 競技種目

ジムカーナ競技

第2条 参加車両

本競技会に参加が認められる車両は、2025国内競技車両規則の 第3編スピード車両規定に合致した車両とする。 尚レンタカーでの参加は認めない。

第3条 クラス区分

各競技会特別規則書に記載する。

第2章 参加および競技運転者

第4条 参加者(エントラント)

参加者は、JAF発給の2025年競技参加者許可証の所持者でなければならない。

ただし、参加者を競技運転者が兼ねる場合は、この限りではない。

第5条 競技運転者(ドライバー)

1. 当該車両を運転する事が出来る運転免許証と競技会に有効な 2025年の競技運転者許可証(ライセンス)を所持している事。 ただし各都県シリーズは、各都県ジムカーナ部会の決定による。

第3章 参加申込の受付・締切および拒否

第6条 参加申込の受付

1. 参加申込は、各競技会オーガナイザーに申し込む事。 郵送およびWEB等の申し込み方法の詳細は、各競技会特別規則書 の指示に従う事。

2025年度のJAF登録クラブ印を参加申込書(WEB等を除く) およびライセンスの裏面に押印する事。

- 2. 本シリーズに参加するドライバーは、競技中の事故で死亡した場合、 500万円以上の保険金等が支払われるスピード競技に有効な保険等 に加入している事が証明可能な登録証等を競技会参加受付時に提示 する事。ただし、各都県シリーズは、各都県ジムカーナ部会の決定による。
- 3. 車両申告書には、自己の参加車両のJAF公認No.又は登録No.を記入 しなければならない。

ただし、公認車両・登録車両でないものはその限りではない。

- 4. 参加車両名は15文字以内とし、必ず車両名(型式ではなく通称名: スイフト・86・BRZ・ロードスター・ヤリス等)を入れる事。
- 5. 参加人数は、各競技会特別規則書に記載する。
- 6. 同一車両による重複参加(Wエントリー)は、2名までとし同一クラスに限る。ただし、各都県シリーズはこの限りではない。
- 7. ドライバーは、1クラスのみ参加が認められる。

第7条 参加申込の締切

原則として競技会開催日10日前迄に必着とする。ただし、締切日以前に特別規則書記載の規定参加台数に達した場合、その時点で締切る場合がある。

第8条 参加申込受理

- 1. 参加申込の諾否の受理は、郵送・Eメール・FAX・当該競技会のHP又は JMRC関東ジムカーナ部会HPにて通知する。
- 2. 参加申込書の発送証明は、受理の証明として認められない。

第9条 参加申込の拒否

オーガナイザー組織委員会は、参加申込期限日の2日後までに、または、 特別規則に特に記載されていなければ、遅くとも競技開催日の5日以前 までに、拒否の理由を明らかにし、その旨を申込者に通告した上で参加申込 の拒否を行う事ができる。この拒否の決定は最終的なものであり異議申立 は認められない。参加申込が拒否される時には、返送料および事務手数料 として¥2,000を差し引いて返還される。

第10条 参加料及び参加料の割引(第6条-1を順守の事)

JMRC関東オールスターシリー	·ズ
全国各地区のJMRCに登録しているクラブ・団体に 所属している者で、個人加入を証明出来る者	¥17,000 (1名)
上記以外の者	¥19,000 (1名)
JMRC関東チャンピオンシリー	ズ
全国各地区のJMRCに登録しているクラブ・団体に 所属している者で、個人加入を証明出来る者	¥13,000 (1名)
上記以外の者	¥15,000 (1名)
2025年SA·A·B·Lシード·ドライバー (オールスターシリーズ・チャンピオンシリーズ)	¥1,000 割引

- 1. C地区内各都県シリーズの参加料は、各都県部会の決定による。
- 2. 正式参加受理後には、参加料の返還は行わない。
- 3. 入場料等は、各競技会特別規則書に記載する。

第4章 車 両 検 査

第11条 車両検査

- 1. 車両検査は、各競技会オーガナイザーが定めるタイムスケジュールに 従って指定の場所で受けなければならない。
- 2. 2025JAF国内競技車両規則第3編の車両(D車両除く)での参加者は、 自己の車両諸元を証明する為に、車両公認書又は詳細な仕様書・ カタログ等を常備し提示を求められた場合、速やかに提示する事。
- 3. オーガナイザーが配布したスポンサーマーク等は、指定された場所に 競技会終了まで正しく貼付しなければならない。
- 4. 参加者は、出走可能な状態で車両検査を受ける事。 車両検査で不合格の場合、車両検査を受けない場合、又は技術委員長 の修正指示に従わない場合は当該競技会に出走出来ない。
- 5. 車両検査に車両を提示する事は、当該車両が全ての規則に適合して いる事を申告したものとみなされる。
- 6. 技術委員長は、競技期間中いつでも参加車両およびドライバーの 参加資格について検査する事が出来る。
- 7. 車両検査から正式結果発表までを車両保管とする。
- 8. 車両に関する疑義の判断は、当該競技会技術委員長が行う。

第12条 再車両検査

- 1. 競技終了後、上位入賞車両に対し原則として再車両検査を行う。 当該検査の対象となった参加者は、その指示に従う事。
- 2. 技術委員長が行う車両検査及び再車両検査の分解・組付に必要な 工具・部品・必要経費等は全て参加者の負担とする。

第5章 ドライバー及び参加車両の変更

第13条 ドライバー及び参加車両の変更

- 1. ドライバーの変更は認められない。
- 2. 参加車両の変更は、正式参加受理後には原則として認めないが、 参加車両に故障・破損等止むを得ない事情がある場合のみ、当該 競技会の参加確認受付終了までに、大会事務局まで変更する参加 車両の必要書類(車両申告書等)を提出した者についてのみ、当該 競技会審査委員会の承認を得て、同一クラスに限り認める場合がある。

第6章 ゼッケン

第14条 ゼッケン

- 1. ゼッケンは、オーガナイザーが用意した物を使用し、指定された位置 に正しく貼付する事。(全周をテーピングする事)
- 2. ゼッケンNo.は、オーガナイザーが決定する。

第7章 競 技

第15条 スタート

- 1. スタート方法は、ランニングスタートとする。
- 2. スタート合図は、旗または信号灯によって行う。

第16条 競技

- 1. 競技前、コースの競技区間を特別規則書又は公式通知により図示し、 慣熟歩行又は慣熟走行を行う。
- 2. 原則として、ゼッケンNo.順に競技を行う。
- 3. コース上には、原則として1台の車両が出走するが、2台以上の車両が 時差出走する場合もある。
- 4. 競技走行は原則として2回行い、ベストタイムを記録する。
- 5. 天候又はコースコンディション等により、1回走行のみで打切る場合がある。

第17条 計

- 1. 計時は、競技車両の先端がコントロールラインを横切った時にタイム 計測を開始し、最終のコントロールラインを横切った時に終了する。
- 2. タイム計測は、自動計測器(光電管等)を使用し、1/100秒以上まで 計測し、その計測結果を成績とする。
- 3. 万一、自動計測器が故障・破損等の場合、別個の独立した自動計測器 のタイムもしくは複数のストップウォッチの平均タイムを成績とする。

第18条 信号合図

 クラブ旗・日章旗・グリーンランプ・・・・スタート

 黄旗・・・・パイロン移動・転倒・脱輪

 黒旗・・・・・・ミスコース

 赤旗・レッドランプ・・・・た険あり停止せよ

 緑旗・・・・コースクリア

 チェッカー旗・・・・ゴール

第19条 順位決定

原則として本シリーズは2ヒートで行い、その内の良好なタイムを採用し、 最終順位を決定する。

ただし、同タイムの者が複数の場合は、以下により順位を決定する。

- 1. セカンドタイムの良好な者。
- 2. 排気量の小さい順。
- 先にタイムを記録した者。

第8章 罰則及び失格規定

第20条 罰則規定

- 1. コース上のオーガナイザーが指定した全てのパイロンに対し、移動 又は転倒が判定された場合、パイロン1本につき5秒を走行タイム に加算する。
- 2. 脱輪した場合、1輪につき1回5秒を走行タイムに加算する。
- 3. 参加者及びドライバーが、以下の行為を行った場合、当該ヒートを ノータイムとする。
 - 1) 指定されたスタート順にスタート位置につかない場合。(DNS)
 - 2) スタート合図後、速やかにスタートしない場合。(DNS)
 - 3) ミスコースと判定された場合。(MC)
 - 4) 4輪がコースから脱輪(コースアウト)した場合。(DNF)
 - 5) 自動計測器(光電管等)に接触した場合。(無効)
 - 6) 走行中に他の援助(オフィシャル含む)を得た場合。(無効)

第21条 失格規定

以下の行為を行った時、参加者及びドライバーは当該競技会審査 委員会の裁定により失格となる場合がある。

- 1. 競技役員の重要な指示に従わなかった場合。
- 2. 不正行為・危険行為を行った場合。
- 3. コースアウト等で、当人以外に損害・被害等を与えた場合。
- 4. 車両保管中に、技術委員長の承認を得ずに競技車両の改造及び 整備等を行った場合。
- 5. 競技中に不適格が発見された場合。
- 6. 競技車両を、車両検査後から競技会が終了する前に競技長の承認 を得ずに会場より搬出した場合。

第9章 棄 権

第22条 棄権

ドライバーが途中で競技を終了する場合、明確に意思表示を行い、 その旨を競技役員に申し出なければならない。

第10章 損 害 の 補 償

第23条 損害の補償

1. 参加者及びドライバーは、参加車両及びその付属品等が破損・ 紛失・盗難等の場合並びに会場の器物等を破損した場合、理由の 如何に関わらず各自が責任を負わなければならない。 2. 参加者・ドライバー・メカニック・ヘルパー・ゲスト等は、JAF・オーガナイザー・大会役員・競技役員・会場(土地)保有者等が一切の損害補償の責任を免除されている事を了承しなければならない。すなわち、大会役員・競技役員がその役務に最善を尽くす事は勿論であるが、もしその役務遂行によって起きたものであっても、参加者・ドライバー・メカニック・ヘルパー・ゲスト・観客・大会関係者等の死亡・負傷・車両損害等に対しては一切の責任を負わないものとする。

第11章 抗 議

第24条 抗議

- 1. 参加者及びドライバーは、自分が不当に処遇されていると判断した場合、これに対して抗議する権利を有する。 ただし、本規則に規定された参加拒否および審判員の判定および 計時装置に対する抗議は受付けない。
- 2. 抗議は、抗議理由を明確に記入した文書と当該競技会の開催格式に応じた抗議料を添えて、競技長に対して提出する事。
- 3. 抗議料は、抗議が正当と裁定された場合のみ返還される。
- 4. 車両の分解検査に要した費用は、その抗議が不成立の場合は抗議 提出者が、成立した場合は抗議対象者が支払わなければならない。 この際の車両の分解等に要した費用は、技術委員長が算定する。
- 5. 競技会審査委員会の裁定結果は、全参加者に対し公式通知をもって 発表される。

第25条 抗議の制限時間

抗議の制限時間は下記の通りとする。

- 2. 競技中の過失・反則・・・・・・・・・・・・・・・・競技終了後30分以内

第12章 競技会の延期及び中止

第26条 競技会の延期及び中止

保安上又は不可抗力による特別な事情がある場合、競技会審査委員会の決定により、競技会を延期又は中止する事が出来る。 延期の場合、参加料はその当該競技会が延期された開催日までオーガナイザーが保管する。しかし、参加者が延期された競技会へ参加しない場合、参加料は返送料および事務手数料として¥2,000を差し引いて返還される。中止の場合、返還料および事務手数料としてオーガナイザーが決定した金額を差し引いて返還される。ただし、天災地変の場合はこの限りではない。

第13章 賞 典

第27条 賞

- 1. 各クラスとも、賞典は参加台数の30%以内(小数点以下四捨五入)とする。
- 2. 各クラスとも、上記1に準拠し参加台数に応じて最大6位まで表彰する。

1 ・2 ・3 位	JAF賞・オーガナイザー賞・副賞
4 ・ 5 ・ 6 位	オーガナイザー賞・副賞

- 3. オールスターシリーズは、参加台数に関わらず3位までJAF賞。
- 4. 各オーガナイザーで、上記以外に賞典を設定又は制限する場合は、 各競技会特別規則書に記載する。
- 5. 表彰対象者が表彰式に無断欠席した場合、表彰を放棄したものと みなし、オーガナイザーの用意した賞典は授与されない。

第14章 参加者・ドライバーの遵守事項

第28条 参加者及びドライバーの遵守事項

下記の事項を守らない参加者及びドライバーは、当該競技会審査 委員会の裁定により失格となる場合がある。

- 1. 参加者及びドライバーは、本規則に規定されている各種事項及び 2025JAF国内競技規則・国内競技車両規則に精通し明朗かつ公正 に行動し、暴言を慎みスポーツマンシップに則ったマナーを保つ事。
- 2. 参加者及びドライバー・競技関係者は、競技中及び大会期間中に薬品等によって精神を繕ったり、飲酒してはならない。
- 3. オーガナイザー・大会役員・競技役員・競技会審査委員会等の名誉 を傷付ける様な言動をしてはならない。
- 4. タイムスケジュールに従って行われるドライバーズブリーフィングには 全てのドライバーは必ず出席する事。
- 5. 全ての参加車両はタイヤウォーム行為(冷却行為含む)等を全て禁止する。
- 6. 競技中以外は、全て徐行運転を行い、特に如何なる場所においても スタートテスト・ブレーキテスト等や極端な空吹かしは厳禁とする。
- 7. ゴール後は、指定されたエリア内又は停止ラインで一旦停止する事。
- 8. 競技中は、ヘルメット(注1)・シートベルト(注2・3)を正しく着用し、窓 (ドライバー側)・サンルーフ等は必ず全閉する事。
- (注1) ヘルメットは、2025JAF国内競技車両規則・第5編・細則の「スピード競技用ヘルメットに関する指導要綱」に従う事。
- (注2) シートベルトは、2025JAF国内競技車両規則・第5編・細則の「ラリー競技およびスピード競技における安全ベルトに関する指導要綱」に従って取付ける事。
- (注3) すべての車両は、2025JAF国内競技車両規則・第3編・スピード車両規定に従う事。
- 9. JMRC関東オールスターシリーズへ参加するドライバーの競技中の装備は、難燃性又は耐炎性のレーシングスーツ(表彰式含む)・レーシンググローブ・レーシングシューズ・4点式以上のシートベルトを義務付ける。(AEクラスは4点式シートベルトが望ましい)ただし、チャンピオンシリーズ及び各都県ジムカーナシリーズは、長袖・長ズボン・運動靴・指の出ないグローブでも良い。
- 10. サービスカー及び車両積載車等は、オーガナイザーが指定した 駐車スペースに置く事。

第15章 付 則

第29条 本規則の解釈

本規則及び競技に関する諸規則(特別規則書・公式通知等含む) 等の解釈に疑義が生じた場合は、当該競技会審査委員会の決定を 最終とする。

第30条 本規則の施行及び記載されていない事項

- 本規則は2025JMRC関東ジムカーナシリーズ及び本規則に記載されているJMRC各都県ジムカーナシリーズに適用されるもので、参加申込と同時に有効とする。
- 2. 本規則に記載されていない事項は、各競技会の特別規則書及び IAF国内競技規則に準拠する。
- 3. 本規則発行後、IAFにおいて決定された事項は全て本規則に優先する。

JMRC関東ジムカーナ部会運営委員会

エントラント・ドライバーの方々へ!

競技へ参加するドライバーは、JMRC関東が設定するスポーツ安全保険への加入 及び見無金制度の加入を強く推奨する。

各競技会へ参加希望の参加者及びドライバーは、各オーガナイザー事務局 へ連絡し、各競技会特別規則書を必ず取り寄せて下さい。

原則として、申込〆切の期日は各競技会開催日の<u>10日前まで</u>に必着ですので、 早めに手配して頂けます様、お願い致します。

尚、各種提出必要書類には、丁寧に!正確に!記入して下さい。

JMRC関東ジムカーナ部会運営委員会

2025JMRC全国オールスタージムカーナ推薦規定

- 1. JMRC関東に所属している事を出場権獲得の条件とする。
- 2. JMRC全国オールスターに対応するクラスに上位選手を推薦する。
- 3. JMRC全国オールスタージムカーナへの参加選手に対して、参加援助をJMRC関東ジムカーナ部会が行う。(オールスター6位まで)

シリーズ規定

1. JMRC関東オールスターシリーズ・クラス区分

クラス	参加車両	気筒容積(cc)・駆動方式	
PN/AE1 PN/AE2	P·PN·AE車両	電気式駐車フレーキが装着された車向 自動変速機付の2輪駆動(FF·FR)車両	
PN1		1,500cc未満で前輪駆動車	
PN2		(FIA/JAF公認発行年またはJAF登録年が2018年1月1日以降の車両) 1,500cc未満で後輪駆動車	% 1
PN3		(FIA/JAF公認発行年またはJAF登録年が2007年1月1日以降の車両) 1,500cc以上で2輪駆動車(FF/FR)	·
	PN車両	(FIA/JAF公認発行年またはJAF登録年が2007年1月日以降の車両) PN1クラス、PN2クラス、PN3クラスに該当しない車両	
PN4		(FIA/JAF公認発行年またはJAF登録年が2007年1月1日以降の車両)	
PN5 PN6		気筒容積2000cc以下の2輪駆動車(FF·FR) 気筒容積2000ccを超える2輪駆動車(FF·FR)	 2
PN7		気筒容積区分なしの4輪駆動車	
B•SC1	B·SC車両	気筒容積区分なしの前輪駆動車 気筒容積区分なしの後輪駆動車	※ 1
B•SC3		気筒容積区分なしの4輪駆動車	
D	D·B·SC車両	気筒容積区分なし・駆動方式制限なし	Ж3

2. JMRC関東チャンピオンシリーズ・クラス区分

クラス	参加車両	気筒容積(cc)•駆動方式	
PN1		1,500cc未満で前輪駆動車	
1 141		(FIA/JAF公認発行年またはJAF登録年が2018年1月1日以降の車両)	
PN2		1,500cc未満で後輪駆動車	
1 112		(FIA/JAF公認発行年またはJAF登録年が2007年1月1日以降の車両)	※ 1
PN3		1,500cc以上で2輪駆動車(FF/FR)	~ '
1 143	PN車両	(FIA/JAF公認発行年またはJAF登録年が2007年1月日以降の車両)	
PN4		PN1クラス、PN2クラス,PN3クラスに該当しない車両	
1 114		(FIA/JAF公認発行年またはJAF登録年が2007年1月1日以降の車両)	
PN5		2000cc以下の2輪駆動車(FF•FR)	
PN6		2000ccを超える2輪駆動車(FF•FR)	※ 2
PN7		気筒容積制限なしの4輪駆動車	~~
NTA2	B車両	自動変速機付の2輪駆動車	
NTF1		気筒容積制限なしの前輪駆動車	
INTI		(ただし1,500ccを超えるVTEC、MIVECエンジン搭載車を除く)	
NTF2		気筒容積制限なしの前輪駆動車	
NTR1	B車両	2,000cc以下の後輪駆動車(車両型式AP1及び	※ 1
MIIXI	SAX車両	エンジン型式が変更された車両を除く)	
NTR2		気筒容積制限なしの後輪駆動車	
NT4		気筒容積制限なしの4輪駆動車	
S2		気筒容積制限なしの2輪駆動車	

- ※1 の記号があるクラスは、以下の①又は②に適合し、尚且つ③に適合すること。 (参加者がカタログ等で証明する事。)
- ① 2025年全日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権統一規則第2章第2条2) に適合するタイヤ。
- ② 2020年12月31日以降で、1銘柄で単一コンパウンドかつ国内販売が 30サイズ以上のラインナップを有する事。 又はUTQGのTREAD WEARが200以上(タイヤの刻印にて確認)のタイヤ。 (複数のTREAD WEARがあるタイヤは同一パターンでも違うコンパウンドと解釈します)
- ③ タイヤの溝深さはトレッドウェアインジケータ(スリップサイン)が出るまで 維持されている事。
- ※2 の記号があるクラスは、以下のタイヤ規制を適用する。 UTQGのTREAD WEARが280以上(タイヤの刻印にて確認)のタイヤのみ使用可。
- ※3 の記号があるクラスは、スリックタイヤ使用禁止。
- 3. 各シリーズ及び競技の成立
- 1) 各シリーズとも3回以上開催されなければ当該各クラスのシリーズは成立しない。
- 2) JMRC関東オールスターシリーズは、各クラス3台以上の出走を以って成立する。 尚、出走台数が3台に満たない場合は当該クラスのポイントは不成立とする。
- 3) JMRC関東チャンピオンシリーズは、各クラスの参加台数が2台に満たない場合、 当該クラスのポイントは不成立とする。

4. 各シリーズにおける得点の付与

- 1) 得点合計の対象は、シリーズ戦として成立開催した当該クラスの競技会の70% (小数点以下四捨五入)とし、高得点順に合計する。ただし、開催された当該 シリーズ戦の当該クラスの競技会の合計数が5競技会に満たない場合は、 開催された全ての競技会が得点の対象となる。
- 2) 複数の競技者が同一得点を得た場合は、下記に従い順位を認定する。 ①有効得点の範囲内で高得点を得た回数の多い順に順位を決定する。 ②上記①の回数も同一の場合、当該競技者が獲得した全ての得点の内、 高得点を得た回数の多い順に順位を決定する。
 - ③上記②の方法によっても結果が出ない場合には、同順位として認定する。 ただし、下位の者の順位は繰り上げない。

例) 2位が複数の場合: 1位・2位・2位・4位・5位・6位

5. シリーズポイント(得点基準)

順位	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位
ポイント	20	15	12	10	8	6	4	3	2	1

6. シリーズポイント(得点基準)の失効

各競技会において、ドライバーが理由の如何に関わらず失格となった場合、 それまでの全ポイントが失効となる場合がある。

尚、これに伴う他のドライバーのシリーズポイントの繰上げは行わない。

7. JMRC関東オールスターシリーズ参加の優先順位

スーパーA・A・B・L・ノーシードの順で優先する。

8. 異なる車両での参加

シリーズ戦を通じ、同一クラスの車両であれば異なる車両で参加してもシリーズ ポイントは加算される。

9. シリーズ上位者認定と賞典

- 各シリーズ共、同一クラスへ3戦以上の参加実績者を対象とし、 クラス成立平均参加台数30%以内(四捨五入)の者を6位まで表彰する。
- 2) シリーズ表彰式は、別途開催する。

10. JMRC関東オールスターシリーズ・レディースカップ

- 1) 対象シリーズは、2025年IMRC関東オールスターシリーズとする。
- 2) 参加クラスは、参加する車両が該当する各クラスへの参加とする。
- 3) 順位付けは、該当する参加クラスにおけるトップタイムから自身のタイムとの差でレディースドライバーを総合して順位を決定する。 同一タイム差の場合は、同順位とし次位を欠とする。
- 4) ポイント

1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位以下
10	8	6	5	4	3	2	1

- 5) レディースカップの成立
- ①各戦において3人以上の参加が無い場合は不成立となる。 ②シリーズにおいて3戦以上の成立開催が無い場合はシリーズ不成立とする。
- 6) レディースカップの表彰

ポイント集計により順位を決定し、JMRC関東ジムカーナ部会として表彰する。 レディースカップ成立戦の平均参加レディースドライバー数30%以内(四捨五入) の者を6位まで表彰する。

- 7) 2025年IMRC全国オールスタージムカーナへの選考 シリーズポイント順位により、2025年JMRC全国オールスタージムカーナへの 推薦参加をシリーズ1位より優先選考とする。
- 8) その他

レディースカップは、2025年JMRC関東ジムカーナシリーズ共通規則に記載され、 該当する事項を参考とし、JMRC関東ジムカーナ部会により最終決定される。

11. 2026年度シード・ドライバー選考規定 ※当該年度にJMRC関東に所属している者に限る

- 1) SAシード・ドライバー
 - ①過去3年以内のJAF全日本ジムカーナシリーズ・チャンピオン ②2025JAF CUPジムカーナ・チャンピオン
- Aシード・ドライバー
 - ①2026JAF全日本ジムカーナ・シードドライバー

②2025JMRC関東オールスターシリーズ各クラスのシリーズ平均参加台数20%以内 (小数点以下四捨五入)で上位成績3位までの成績者。

③2025JMRC関東チャンピオンシリーズ各クラスチャンピオン。

3) Bシード・ドライバー

①2025MRC関東オールスターシリーズのシリーズ表彰対象者(A,Lシード除く) ②2025JMRC関東チャンピオンシリーズ各クラスのシリーズ平均参加台数20%以内 (小数点以下四捨五入)で上位成績3位までの成績者。 (②2025JMRC各都県シリーズ各クラスチャンピオンで、各都県ジムカーナ部会

③2025JMRC各都県シリーズ各クラスチャンピオンで、各都県ジムカーナ部会からの推薦を受けた者。

4) Lシード・ドライバー 2025, MRC関東オールスターシリーズ・レディースカップ3位までの成績者。

12. シード・ドライバーの特典

- 1) シードステッカーを与える。外部から確認できる所に貼る事ができる。
- 2) オールスターシリーズおよびチャンピオンシリーズに参加する場合、各シリーズ戦の 参加料から1,000円を割り引く。(第10条参照)

13. シード権の有効期間

SAシード・Aシード・Bシード・Lシードは当該年度のみ有効とする。

14. 付則

- 1) 本規定もしくはシリーズ戦に対し疑義が生じた場合、JMRC関東ジムカーナ部会 運営委員会にて審議決定する。
- 2) 本シリーズ共通規定は、2025年1月1日より施行する。

2025JMRC関東ジムカーナ部会・各都県連絡先 TEL 地区 クラブ 担当 住 所 備考 FAX 〒300-1236 080-1324-6769 茨 城 CI 亀井 牛久市田宮町1013-20 029-873-1813 ㈱オートサービス蛯原内 〒321-0973 070-6644-1348 栃木 清島 ACTIVE 宇都宮市岩曽町1303 028-661-2012 きよしまかぐてん内 〒369-0306 群 馬 THE⋅MC 堀内 070-6643-1879 児玉郡上里町七本木 3555-48 〒350-0022 049-235-4886 埼玉 T-Spirit 熊倉 川越市小中居945-1 049-236-0446 〒274-8799 星 千葉 Narashino 090-1611-3407 船橋東郵便局私書箱31号 〒115-0055 東京 SPHERE 中村 03-5993-3180 北区赤羽西1-33-3-2002 〒192-0034 神奈川 **FORCE** 壷坂 042-657-5281 八王子市大谷町48-8 Pothills1F Proforce 〒950-0809 025-384-0513 新潟市東区柳ヶ丘3-29 新 潟 TASK 青山 サカモトエンシ゛ニアリング新潟東店 025-384-0514 イーストベース内 〒400−0867 055-232-4171 山梨 HORMS 細川 甲府市青沼1-13-17 055-232-4172 〒395−0002 長野 N·C·S·C 田中 0265-24-2364 飯田市上郷飯沼 3131-3

JMRC関東ジムカーナ部会・事務局

HPアドレス=http://www.jmrckg.com/ 〒341-0003 埼玉県三郷市彦成3-10-10-310 TEL&FAX 048-950-1510

E-mail: kozo-kamata@cure.ocn.ne.jp 事務局長 鎌田 耕造 (T1P)